

目次

第1 指定等に関する方針

第2 運営等に関する方針

第3 その他

第1 指定等に関する方針

1 開設事業者の指定申請

(1) 次に掲げるサービスについては、令和6年度開設分として、整備事業者を公募する予定です。

- (ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (イ) 小規模多機能型居宅介護
- (ウ) 看護小規模多機能型居宅介護

※公募を開始する前に限り、事前相談を受け付けております。相談にお越しの際は、電話等で予約をお願いします。

※「介護保険法」・「松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」等の関係法令を確認したうえで、ご相談いただきますようお願いいたします。

※相談の際は、可能な限り開設を検討する場所等がわかる具体的な資料をお持ちください。

(2) 次に掲げるサービスについては、随時の指定申請を受け付けます。

当該サービスの指定（開設）年月日は、松戸市介護保険運営協議会への諮問手続きの日程等を踏まえて決定します（原則として指定年月日は各月1日とします。）

- (ア) 夜間対応型訪問介護
- (イ) 療養通所介護
- (ウ) 認知症対応型通所介護

(3) 指定について、(1)・(2)で記載していないサービスについては、第9期介護保険事業計画期間内（令和6～8年度）で指定の予定はありません。

※地域密着型通所介護事業所については、本市における地域密着型通所介護・通所介護の利用状況により、供給が需要を上回っていることや、重度者向け在宅サービスとして小規模多機能サービス等の整備を推進すること等を総合的に勘案し、引き続き新規開設（出張所を含む）定員の増加を原則として認めないものとします。

2 指定申請書式

(1) 公募により指定候補事業者を決定するサービスについて

公募の結果、開設事業者として選定された場合は、指定申請書類の準備をお願いします。

(2) 随時の指定申請を受け付けるサービスについて

事業者は、指導監査課にて指定に関する相談を行い、その確認を受けた後に、指定申請書類一式をご提出ください。

相談にお越しの際は、事前に電話等で予約をお願いします。

(3) 指定申請書類の様式について

松戸市公式ホームページ（まつど DE いきいき高齢者）の「地域密着型サービスにおける指定更新の申請及び廃止・休止・再開の届出について（申請に必要な書類の様式等）」をご参照ください。

3 指定の時期

(1) 公募により指定事業者を決定するサービスについて

開設準備の状況や、松戸市介護保険運営協議会への諮問手続き等の日程を踏まえて決定します（原則として、指定年月日は各月1日とします）。

諮問手続き等の日程については、進捗状況を鑑みてご案内いたします。

(2) 随時の指定申請を受け付けるサービスについて

開設準備の状況や、松戸市介護保険運営協議会への諮問手続き等の日程を踏まえて決定します（原則として、指定年月日は各月1日とします）。

諮問手続き等の日程については、進捗状況を鑑みてご案内いたします。

4 開設を計画している事業者の事前相談

事前相談は、介護保険課で随時受け付けております。「介護保険法」・「松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」等の関係法令を確認したうえで、ご相談いただきますようお願いいたします。

※相談にお越しの際は、電話等で予約をお願いします。

相談の際は、可能な限り開設を検討する場所等がわかる具体的な資料をお持ちください。

※事前相談があった事業者を指定するとは限りません。

5 サテライト事業所の設置

本体事業所とサテライト事業所との距離については移動に要する時間が通常20分以内であり、他市区町村での設置ではないことが設置要件となります。

個別協議となりますので、事前にご相談ください。

6 事業所の移転

個別協議となりますので、事前にご相談ください。

第2 運営等に関する方針

1 人員、設備及び運営に関する基準

当市で定める「松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（松戸市条例第9号（令和3年3月29日））」及び「松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（松戸市条例第号10（令和3年3月29日）」のとおりとします。

また、次の事項については、記載のとおりです。

- (1) 次に掲げるサービスの計画作成担当者は原則として常勤とすることが望ましい。
 - (ア) 認知症対応型共同生活介護
 - (イ) 小規模多機能型居宅介護
 - (ウ) 看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 管理者や計画作成担当者等が多職種の兼務を行う場合は、管理業務等のその職種に主に従事すること、若しくは同等の勤務時間を従事することし、月の勤務時間の半分以上もしくは等しくなることが望ましい。

2 介護報酬

介護報酬については、厚生労働省告示等に準じるものとします。

第3 その他

1 日常生活圏域に関する考え方

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
1事業所が複数の圏域を担当することを可能とします。
- (2) 夜間対応型訪問介護
1事業所が複数の圏域を担当することを可能とします。1圏域に複数の事業所を指定することを可能とします。
- (3) 地域密着型通所介護
1事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲内とします。
- (4) 療養通所介護
1事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲内とします。
- (5) 認知症対応型通所介護
1事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲内とします。

(6) 小規模多機能型居宅介護

(ア) 1事業所が担当する圏域は、原則として事業所が所在する圏域とします。
(短期利用型については、この限りではありません。)

(イ) 事業所の所在地に隣接する圏域に同サービスが整備されていない場合は、その圏域を兼ねて担当することを可能とします。

(ウ) サービスが整備されていない圏域及び当該圏域に隣接する圏域にサービスが整備されていない場合は、より近い圏域の事業所が担当することを可能とします。

※市内被保険者が(6)に記載する各項目以外で圏域外のサービスを利用する場合は、原則その旨を指導監査課に相談し、確認を受けた後に利用できるものとします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事後報告で差し支えありませんが、いずれの場合も、送迎・訪問に支障がない範囲内とします。

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

(ア) 1事業所が担当する圏域は原則として事業所が所在する圏域とします。ただし、別表に定める保健福祉センター管轄地域内では、担当することを可能とします。
(短期利用型については、この限りではありません。)

(イ) 事業所の所在地に隣接する圏域に同サービスが整備されていない場合は、その圏域を兼ねて担当することを可能とします。

※市内被保険者が(7)に記載する各項目以外で圏域外のサービスを利用する場合は、原則その旨を指導監査課に相談し、確認を受けた後に利用できるものとします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事後報告で差し支えありませんが、いずれの場合も、送迎・訪問に支障がない範囲内とします。

2 松戸市内の地域密着型サービスの利用対象者

(1) 松戸市の地域密着型サービスの利用対象者は、原則として松戸市の住民基本台帳に記載されており、要介護もしくは要支援の認定を受けている方です。利用するサービスにより、利用条件となる要介護度が異なります。

(2) 他市区町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用については、原則として3か月以上松戸市の住民基本台帳に記載されていることが条件となります。

※転入の場合は、実際の転入日ではなく転入届の提出日から3か月と1日以上経過している必要があります。

※住所地特例対象者については、適用しませんが、利用に際して指導監査課に一報をお願いします。

(3) 次に掲げる事由に該当する利用希望者については、事業所がその旨を事前に指導監査課と協議し、申請後に承認を得た場合については、転入後の経過期間に関わらず、市内地域密着型サービスを利用することができるものとします。

申請をする場合は、当該利用希望者の状況について記述した様式(任意)を申請書に添付し、提出してください。

- (ア)利用希望者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者（家族・親せき等（以下、「生計を担う者」とする。）の転入に伴い、松戸市に転入した者
- (イ) 松戸市内の生計を担う者の住所へ転入する場合
- (ウ) 松戸市内に生計を担う者がおり、かつ生計を担う者の住所とは別の松戸市内の住所へ転入する場合

※ただし、次の要件のいずれかに該当することが必要です。

- ①利用の申請をしている既存の待機者がいないこと
- ② 既存の待機者よりも利用等の必要性が高いこと
（申請書に必要性がある旨を記載してください）

※当該事業所は、利用希望者がサービスの利用を開始後、2週間以内にその旨を指導監査課まで報告するようにお願いします。

- (4) 市外被保険者の利用について、松戸市に住民票がない方が松戸市指定地域密着型サービス事業所の利用をすることは、原則できません。

ただし、他市区町村長が、当該他市区町村の被保険者に本市の地域密着型サービス事業所を利用させるために、本市が同意した後、当該事業所を指定した場合は、その限りではありません。

(ア)当該事業所は、他市区町村の被保険者を利用させる場合、事業所内でその者が本市の地域密着型サービス事業所の利用を認めるにやむを得ない事情があるか、また、地域密着型サービスの趣旨を大きく外れてはいないかを十分に検討し、本市と協議してください。

(イ)事業所においては、利用者の保険者である市区町村の担当課と協議し、当該手続きに従い、指定申請を行ってください。本市の「同意」については、当該他市区町村の依頼により、必要に応じて行うものとします。

※本市の「同意」について、当該他市区町村の依頼に応じて行うものとします。各申請書等の様式については、松戸市公式ホームページ（まつどDEいきいき高齢者）の「松戸市指定地域密着型サービス事業者指定に関するガイドラインについて」をご参照ください。

3 非常災害対策

「松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」等の関係法令を確認し、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うよう取り組みをお願いします。

具体的に必要な項目として、以下のようなものを例示します。

- (1) 連携体制の整備について、災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう定期的に従業員に対して周知するとともに、地域の消防団や町会・自

治会を通じて地域住民などとの連携を図り、避難等に協力してもらえよう体制づくりを整備する等の取り組み。

- (2) 利用者及びその家族への周知について、管理者や生活相談員などの連絡先がわかるよう緊急連絡網を作成し、年1回程度を目安として家族との共有を図る。また電話等の通常的手段で連絡が取れない場合に備え、「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル」などの緊急時の連絡体制について、年1回程度を目安として家族と事前に話し合う等の取り組み。
- (3) 避難場所の想定について、火災や地震、風水害などの災害に応じた避難場所を想定することや、事業所から屋外へ避難する場合の経路、一時避難場所について周知する等の取り組み。
- (4) 避難方法の想定について、利用者の状態に応じた避難の手段等を決めるとともに訓練等でその手段が有効かを確認する等の取り組み。
- (5) 非常災害計画の見直しと掲示について、火災や地震、風水害などの災害に備え地域の実情に応じた計画作成と掲示による事業所内での閲覧体制を整える等の取り組み。

別表

| 保健福祉センター名 | 管轄地域（日常生活圏域） |
|-------------|------------------------|
| 小金保健福祉センター | 小金、小金原、新松戸、馬橋、馬橋西 |
| 常盤平保健福祉センター | 常盤平、常盤平団地、五香松飛台、六実六高台 |
| 中央保健福祉センター | 本庁、矢切、明第1、明第2東、明第2西、東部 |



〈問合せ先〉

【事業所の指定・運営関係】

松戸市 福祉長寿部 指導監査課

電話：047-366-4101

FAX：047-710-0229

【公募関係】

松戸市 福祉長寿部 介護保険課 介護保険事務センター
(施設整備担当)

電話：047-366-7370

FAX：047-363-4008